

# 高知県地方港湾審議会運営規程

(昭和60年8月5日第16回高知県地方港湾審議会議決)

(平成2年6月20日第20回高知県地方港湾審議会一部改正)

(平成12年9月18日第28回高知県地方港湾審議会一部改正)

(平成21年3月25日第31回高知県地方港湾審議会一部改正)

(趣 旨)

第1条 この規程は、高知県地方港湾審議会条例(昭和49年3月26日高知県条例第2号。以下「条例」という。)第9条の規定により、高知県地方港湾審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集する場合は、あらかじめ審議事項、開会の期日及び場所等を定めて、開会の日前5日までに委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

3 会長は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、会議を招集することができるものとする。

(代理出席)

第3条 条例第3条第3項第3号及び第4号に掲げる委員がやむを得ない理由により会議に出席できないときはあらかじめ会長の了承を得て、その権限を代行できる者を代理人として出席させることができる。

2 前項の規定により出席する代理人は委任状を会長に提出しなければならない。

(発言の方法)

第4条 審議会において発言しようとする者は、議長の許可を求めなければならない。

(議事録)

第5条 議長は、議事録を作成し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 議事録に署名する委員は2人とし、議長が会議の初めにおいて指名する。

(会議の公開)

第6条 審議会は、公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は非公開とすることができる。

2 会議の傍聴に関して必要な事項は別に定めるものとする。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

1 この規程は、昭和60年8月5日から施行する。

2 この規程は、平成2年6月20日から施行する。

3 この規程は、平成12年9月18日から施行する。

4 この規程は、平成21年3月25日から施行する。